

『軽減税率補助金対策 パンフレット公表—中企庁』

中小企業庁はこのほど、平成31年10月から実施される消費税軽減税率制度に関し、中小企業・小規模事業者に向けた2本パンフレットを公表した。

「今日から始める消費税軽減税率対策」では、対象となる品目、日々の仕事で生じる新しい事務、補助制度についてQ&Aやフローチャートを織り込みながら解説。実施後の税額計算方法や請求書の記載、複数税率に対応した受発注システムのイメージなどを詳しく図解している。ページごとにチェックポイントを設け、最後に「実施までにやっておきたいこと」を挙げて、補助金の申請受付期限や制度の開始に備え「今日から準備を」と呼びかけている。

次に「消費税軽減税率まるわかりBOOK」では、仕入れから申告まで仕事上の様々な変更点をより詳細に説明。平成35年10月から導入される適格請求書等保存方式による様々な変更点や、消費税転嫁対策のポイントもわかりやすく解説している。そして、軽減税率対策補助金の申請区分や補助率、対象、手続きの流れのほか、様々な税制措置や融資制度、事業者からのよくある質問を紹介。半ば以降は「付録」として、補助金申請に必要な書類を申請区分ごとに載せているので、申請を予定している事業者には必見の1冊となっている。



『働きやすく高生産性企業 職場表彰の受賞決まる—厚労省』

厚生労働省は企業における生産性の向上と雇用管理の改善の両立を通じて、魅力ある職場づくりへの取組みを促進している。今年度から働きやすく生産性の高い企業や職場を表彰する制度を新設、先般、第1回受賞企業が決定した。

この表彰制度には全国から144の企業・職場からの応募があり、学識経験者・労使団体等の代表者などで構成する審査委員会での審査が行われ、「最優秀賞」（厚生労働大臣賞）に3社、「優秀賞」（職業安定局長賞）に4社、「奨励賞」（職業安定局長賞）に8社、合計15社が選ばれた。

中小企業から最優秀賞に選ばれた企業では、従業員の「感情の交流」を重視したコミュニケーションを活用し、「意欲向上」、「ミス減少」につなげたこと、大きくない企業の強みを活かし、各人の希望に応じて自由な選択で働ける企業環境を創出したこと等が評価された。同社は顧客と一緒に新しいものを創り出すという独自の経営理念や製造業を面白くしたいという社長の強い思いにより下請的な仕事からの脱却に成功、高付加価値な製品を生み出す企業に転換を果たした。

中小企業の規模の小ささを逆手に取った「大きくない企業の強み」は多くの企業にとって参考になるのではないだろうか。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com